

# キャッシュレス決済ポイント還元事業に御参加ください！

「信長公生誕の地 稲沢」



© 稲沢市 いなッピー

稲沢市では、新しい生活様式で求められる非接触のキャッシュレス決済を推進し、中小店舗におけるキャッシュレス決済の拡大・消費喚起のため、ポイント還元事業を実施します。この対象店舗としてキャンペーンに参加いただくためには、市と契約するキャッシュレス決済事業者の加盟店となつていただく必要があります。

(既に対象決済事業者に登録済の場合、キャンペーン参加への手続きは不要です。)

## 1 ポイント還元率

最大20% (1アカウント当たり、ポイント付与期間内で上限5,000円相当)

## 2 ポイント付与期間

令和3年9月1日(水)～30日(木) (1カ月間)

9月号の広報いなざわと同時に配布するチラシで、対象となる決済事業者と事業の詳細について周知します。

ただし、ポイント還元キャンペーン期間の最初から御参加いただくためには、いずれの決済事業者であっても、8月上旬までの登録完了が必要です。



## 3 対象となるキャッシュレス決済事業者

市内に対象となる中小店舗が200店以上あること、期間中の決済手数料が無料であること等を条件に7月15日まで募集しています。7月1日現在、既に「PayPay株式会社」様から申込みを受けていますが、今後、対象となる決済事業者が増える場合があります。

対象となる決済事業者は、決定次第、市ホームページで御案内します。店舗登録の手続きについては、直接、それぞれの決済事業者へお問合せください。



PayPay 店舗登録  
相談申込フォーム

## 4 対象店舗

上記申込みのあったキャッシュレス決済事業者の登録店舗のうち、大型店・チェーン店を除く中小店舗。

## 5 事業参加に係る費用

キャッシュレス決済事業者への登録費用、決済に必要となる機器等の導入費用、期間中の決済に係る手数料・システム利用料は、いずれも無料です。

既に決済事業者と契約し発生している決済手数料、機器を利用して決済する登録を選択した場合は、契約に基づく費用が発生します。支払サイト、振込手数料、申込書類ほか決済条件・申込手続の詳細は、それぞれの決済事業者へお問合せください。

## 6 決済事業者による説明会

決済事業者による説明会を、7月下旬～8月上旬で開催します。開催日時・場所については、決定次第、市ホームページで御案内します。その他、事業についての詳細はお問合せください。

<問合せ先> 稲沢市 商工観光課

T E L 0587-32-1346・32-1332

E-mail shoko@city.inazawa.aichi.jp